

造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 浅内造林(除伐作業)事業請負(大分中部)
- 2 履行場所 浅内国有林 27つ8林小班外
別紙、図面のとおり
- 3 事業内容 除伐作業 5.60ha
別紙、作業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約日の翌日から
令和8年7月31日まで
(ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙、作業内訳書のとおり)
- 5 作業仕様 別紙、作業仕様書のとおり
- 6 請負金額 金〇〇〇〇〇〇〇〇円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇〇円也)

- 7 選択条項
別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(選択されるものは○印、削除されるものは×印)

適用削除の区分	選択条項	
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、請負者が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払	分の 以内
×	中間前金払	第35条第3項
○	部分払	(作業期間中 1回以内とする)
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

8 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引 渡 予 定 月 日
なし				

9 特約事項

- (1) 別紙、特約条件及び特記仕様書のとおり
- (2) 当該契約に係る技術提案については、別冊のとおりとする

上記の事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 大分森林管理署長 ○○○と請負者 ○○○は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局の定める国有林野事業造林事業請負契約約款、造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙、共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帶して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所有する。

令和8年○○月○○日

発注者 住 所 大分県大分市王子北町3番46号
分任支出負担行為担当官
大分森林管理署長 ○○○○

請負者 住 所 ○○県○○市○○
○○○○○○
○○○○○ ○○○○

【注】請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

【例】 請負者 ○○共同事業体
代表者 ○○林業株式会社
住 所 ○○市○○
代表取締役 ○○○○

○○林業株式会社
住 所 ○○市○○
代表取締役 ○○○○

作業内訳書

【留意事項】

1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。
4. 使用材料がある場合は、使用材料規格内訳書を添付すること。

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出と殺が義務付けられている。

のことから、請負者は下記の内容について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第20条により対応する。

別 紙

特 約 条 件

狩猟及び有害鳥獣捕獲の実施に対する安全対策について

1. 有害鳥獣捕獲等の情報収集を行い、関係市町村等に対して作業箇所、作業期間等を連絡し、入林禁止への協力を求めるここと。
2. 作業開始前に作業地につながっている林道の入り口など（作業道、歩道の入り口等）に「作業中発砲禁止」「○km先に作業中につき入林禁止」等（横断幕、表示板）の表示をおこなうこと。
3. 作業地周辺等については、作業地の入口、作業地に通ずる歩道等の要所に「発砲 禁止」等の表示をおこなうこと。
4. 狩猟及び有害鳥獣の捕獲期間は、呼び笛又はラジオ等により存在を明らかにし服装等を目立つものとするよう指導すること。
5. 作業地周辺で発砲があり、危険な状態が発生した場合は直ちに作業を中断し呼び笛等で存在を知らしめた後、監督員又は本署へ連絡し指示を受けること。
6. 狩猟者及び捕獲従事者が入林禁止区域に入ってきた場合は、この区域から直ちに撤退するよう申し入れること。
この申し入れに応じない場合又は異常な行動をとった場合は、監督職員又は本署へ連絡し指示を受けること。

除伐、除伐2類及び保育間伐作業仕様書

1. 作業方法等

除間伐木は、植栽木の生長を阻害しているもの及び、今後障害となるおそれのあるもの並びに存置する価値のない植栽木を除間伐し、植栽木の生長を促すものとする。

- (1) 伐採の高さは、植栽木の生長助長並びに広葉樹の萌芽抑制等の除伐の目的を損なわない程度（概ね1m）とする。
- (2) 伐採の際に植栽木を損傷しないよう注意すること。
- (3) 造林木に巻きついたるは根元を切断し、植栽木の生育を阻害するおそれのないように処理すること。
- (4) 伐除した雑灌木等で、植栽木の生育を阻害するおそれのあるかかり木は、引き落としておくこと。
- (5) 除草剤又は灯油によるつる枯殺と同時にを行う場合は、別紙、除草剤使用仕様書及び、灯油使用仕様書に留意すること。

2. 留意事項

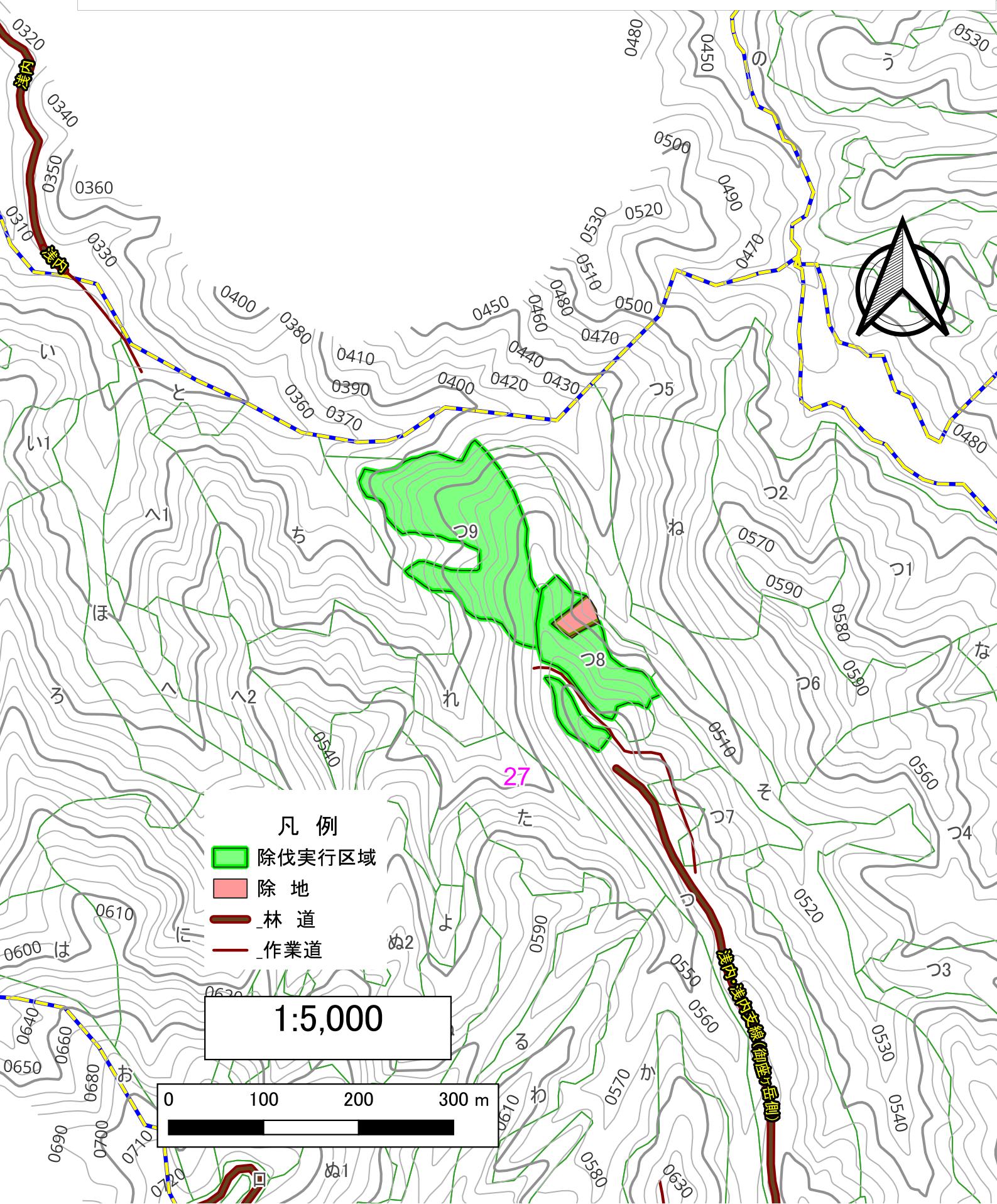
- (1) 自然に進入した天然性の有用樹は、監督職員の指示を受け植栽木の欠損している箇所では重点的に保残すること。特に、ケヤキ、ヤマグワ等の天然性の貴重樹は、極力保残すること。
- (2) 乙が選木する場合の除間伐では、主として被圧木、枯損木、曲がり木等将来成林の見込みがないものから選木し、選木に当たっては、残存木の樹冠配置を考慮し、林分を著しく疎開することのないよう選木すること。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

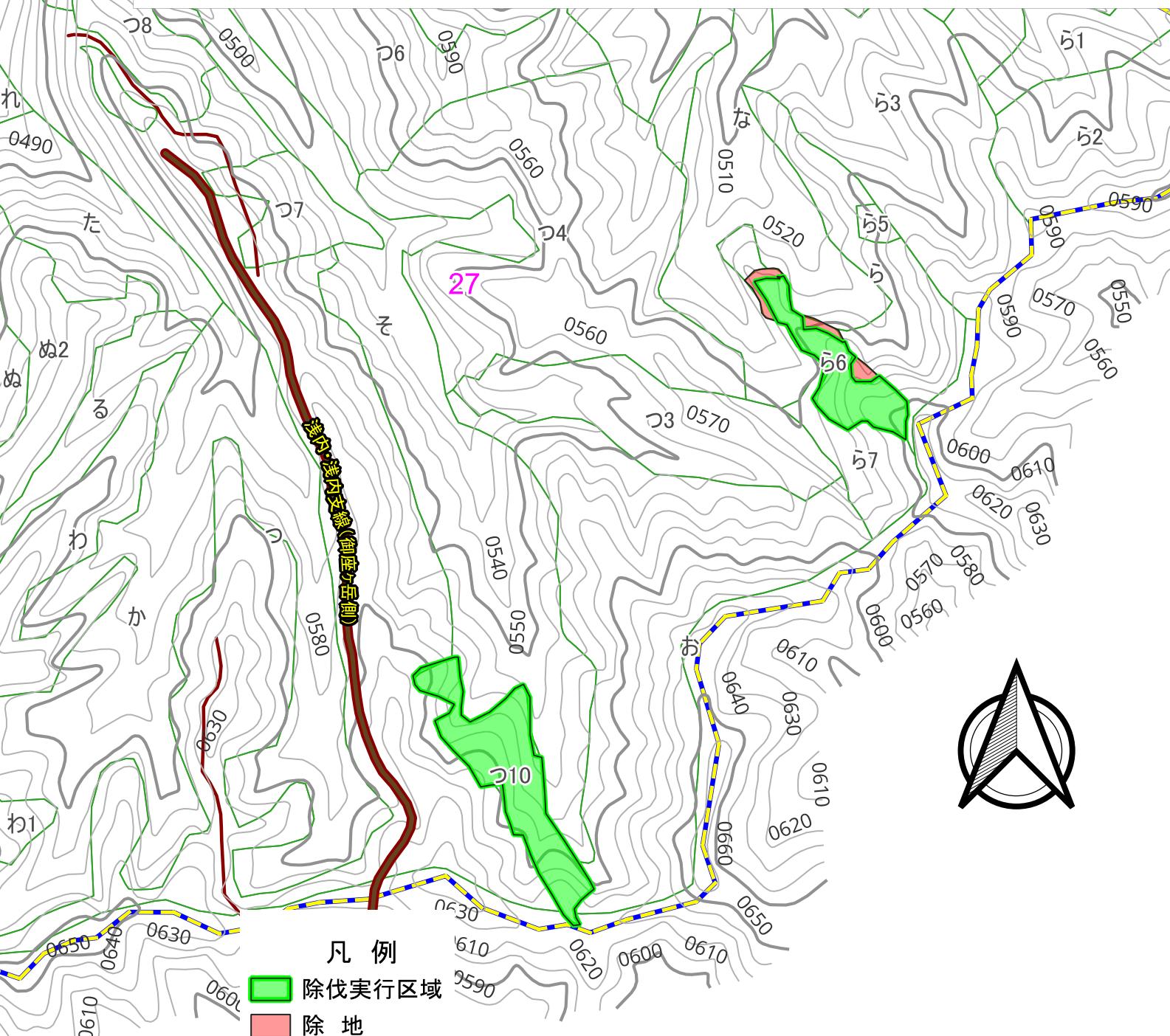
令和8年度 造林事業請負箇所区域図兼位置図

作業種	国有林	林小班	小班面積	除地面積	契約面積	備考
除伐	浅内	27つ8	1.12	0.10	1.02	ヒノキ
除伐	浅内	27つ9	2.00		2.00	〃
計			3.12	0.10	3.02	

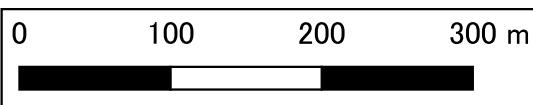


令和8年度 造林事業請負箇所区域図兼位置図

作業種	国有林	林小班	小班面積	除地面積	契約面積	備考
除伐	浅内	27つ10	0.97		0.97	ヒノキ
除伐	浅内	27ら6	0.64	0.16	0.48	〃
計			1.61	0.16	1.45	



1:5,000



令和8年度 造林事業請負箇所区域図兼位置図

作業種	国有林	林小班	小班面積	除地面積	契約面積	備考
除伐	向山	57り	2.38	1.25	1.13	スギ
計						

